

株主総会決議等により解散した株式会社の会社継続（取締役会設置会社の定めをする場合）

受付番号票貼付欄

株式会社継続登記申請書

1. 会社・法人等番号 0000 - 00 - 000000 分かる場合に記載してください。

1. 商号 ○○商事株式会社

1. 本店 ○県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由
会社継続
取締役，代表取締役就任
取締役会設置会社の定めの設定

1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり

登記すべき事項を記録したCD-Rを申請書と共に提出してください。

なお，CD-Rに代えて，オンラインによりあらかじめ，登記すべき事項を提出することもできます。この方法によった場合には，登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して申請書を簡単に作成することもできますし，手続の処理状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは，「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

1. 登録免許税 金90,000円（又は70,000円）

会社継続が3万円，取締役会設置会社設定の登記が3万円，役員変更の登記が3万円（ただし，資本金が一億円以下の会社にあっては取締役等の変更登記は1万円）です。収入印紙又は領収証書で納付します（→収入印紙貼付台紙へ貼付）。

1. 添付書類

株主総会議事録	1通
株主の氏名又は名称，住所及び株式数等を証する書面（株主リスト）	1通
取締役会議事録	1通
就任承諾書	○通

印鑑証明書

○通

※取締役会に出席した取締役及び監査役については、取締役会議事録に押した印鑑について、市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要となります。

また、代表取締役については、就任承諾書に押印した印鑑について、市区町村長が作成した印鑑証明書の添付が必要となります。

本人確認証明書

○通

※印鑑証明書を添付していない取締役及び監査役については、住民票記載事項証明書、運転免許証のコピー（裏面もコピーし、本人が原本と相違ない旨を記載して、署名又は記名押印したもの。2枚以上の場合には、合わせてとじて当該書面に押印した印鑑で契印します。）などを添付する必要があります（本人確認証明書の添付について、http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00085.html を参照してください。）。

委任状

1 通

※代理人に申請を委任した場合のみ必要です。

印鑑届書の用紙はお近くの法務局でお渡ししています（無料）。また、法務省ホームページにも掲載していますので、御利用ください。

【記載例】

・ 8-1 印鑑届書（株式会社・記載例） P D F （<http://www.moj.go.jp/content/000076218.pdf>）

【様式】

・ 8-17 印鑑（改印）届書（P D F）（<http://www.moj.go.jp/content/000011576.pdf>）
 ・ 8-17 印鑑（改印）届書（E x c e l）（<http://www.moj.go.jp/content/000011577.xls>）

（注）別途、代表取締役の印鑑届書を提出する必要があります。

上記のとおり登記の申請をします。

平成○年○月○日

○県○市○町○丁目○番○号※₁
 申請人 ○○商事株式会社 ※₂

○県○市○町○丁目○番○号※₃
 代表取締役 法 務 太 郎 ①

※₁～※₄にはそれぞれ、
 ※₁→本店、※₂→商号、
 ※₃→代表取締役の住所、
 ※₄→代理人の住所、
 を記載します。

登記所に提出した印鑑を
 押します。

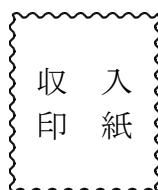
〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号※⁴
上記代理人 法 務 三 郎 ⑩

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合、代表取締役の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇法務局 〇〇支 局 御中
出張所

収入印紙貼付台紙



(注) 割印をしないで貼ってください。

契印

登記申請書（収入印紙貼付台紙を含む。）が複数ページになる場合は各ページのつづり目に契印する必要があります。契印は、登記申請書に押した印鑑（代表取締役が法務局に提出した印鑑又は代理人の印鑑）と同一の印鑑を使用する必要があります。

登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例

「会社継続」
平成〇年〇月〇日会社継続
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務太郎
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務一郎
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」取締役
「氏名」法務次郎
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「資格」代表取締役
「住所」〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
「氏名」法務太郎
「原因年月日」平成〇年〇月〇日就任
「役員に関する事項」
「取締役会設置会社に関する事項」
取締役会設置会社
「原因年月日」平成〇年〇月〇日設定

- (注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。
詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。
- 2 登記すべき事項をオンラインによりあらかじめ提出する場合には、登記すべき事項の提出の際に作成した情報を利用して、申請書を簡単に作成することもできますし、手続の状況をオンラインで確認することもできます。詳しくは、「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html)を御覧ください。

株主総会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

株主総会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分から、当社の本店において会社継続に関する総会を開いた。

株主の総数 〇〇名
発行済株式の総数 〇〇〇〇株
(自己株式の数 〇〇〇〇株)

※ 自己株式がある場合に記載します。自己株式とは、株式会社が保有する自己の株式をいいます。

議決権を行使することができる株主の数 〇〇名
議決権を行使することができる
株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席株主数(委任状による者を含む) 〇〇名
出席株主の議決権の数 〇〇〇〇個
出席清算人 法務太郎(議長兼議事録作成者)
同 法務一郎
同 法務次郎

以上のとおり出席があったので、総会は適法に成立した。よって代表清算人法務太郎は、選ばれて議長席につき開会を宣して、直ちに議事を進行した。

第1号議案 会社継続の件

議長は、「当社は平成〇年〇月〇日株主総会の決議により解散し、その登記を了したのであるが、今回これを解散前に復活し、会社を継続して社運の進展を図ることとしてはどうか」と述べ、その承認を求めたところ、満場一致をもって会社を継続することに承認可決した。

第2号議案 取締役選任の件

議長は、「会社の継続に伴い、あらためて取締役を選任する必要があるが、その員数及び選任方法はどのようにするか」と議場に諮ったところ、出席株主中より「取締役には、当社の解散当時の取締役がそのまま会社継続後の取締役に就任することとしてはどうか」と発言があり、議長は、その可否を議場に諮ったところ、満場これに賛成したので、議長は、下記のとおり可決確定した旨を報告した。

なお、被選任者はいずれも席上その就任を承諾した。(注1)

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

取締役 法務太郎

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

同 法務一郎

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

同 法務次郎

以上をもって議事を終了したので、議長は会議の終了を告げ、午前〇時〇分閉会した。

上記の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席清算人の全員がこれ

に記名押印する。

平成○年○月○日

○○商事株式会社

出席清算人

法務 太郎 ⑩

同

法務 一郎 ⑩

同

法務 次郎 ⑩

(注)

- 1 株主総会の席上で被選任者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合であって、被選任者の住所が記載されているときには、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、株主総会議事録の記載を援用する。」と記載してください。

なお、就任承諾書の添付を省略する場合においても、被選任者につき、市町村長が作成した印鑑証明書又は住民票記載事項証明書等の本人確認証明書の添付が必要です。

- 2 議事録が複数ページになる場合には、各ページのつづり目に契印してください。契印は、議事録の記名押印者のうち1名の印鑑で構いません。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

代表取締役 法務 太郎 印*6

- *1 株主リストは、株主総会決議を要する登記事項ごとに作成する必要があります。ただし、複数の議案で各株主の議決権数が変わらない場合は、その旨記載の上、1通を提出すれば足够了。
- *2 当該決議事項につき議決権を行使することができた全ての株主の議決権を意味し、株主総会に出席せず、又は議決権を行使しなかった株主の分も含まれます。
- *3 株主の氏名等は、株主総会への出席や議決権の行使の有無にかかわらず、記載してください。
- *4 株主の氏名等は、総議決権数に対する各株主の議決権数の割合を多い順に加算し、その合計が3分の2に達するまでの株主か10位以内の株主かいずれか少ない人数の株主を記載してください。なお、同順位の株主が複数いることなどにより10位以内の株主が10名以上いる場合は、その株主全てを任意の形式の別紙を作成して記載してください。
- *5 種類株式発行会社については、「株式数」欄に、種類株式の種類及び種類ごとの数も記載してください。種類株式の種類については、登記された名称のとおりに記載してください。なお、種類株主総会決議についての株主リストを作成する際には、当該種類の株主のみを記載すれば足够了。
- *6 登記所届出印を押印してください。

取締役会議事録

(一例です。会社の実情に合わせて作成してください。)

取締役会議事録

平成〇年〇月〇日午前〇時〇分当会社の本店において、取締役〇名（総取締役数〇名）出席のもとに、取締役会を開催し、下記議案につき可決確定のうえ、午前〇時〇分散会した。

1 代表取締役選定の件

取締役法務太郎は選ばれて議長となり、今般会社継続をするにあたり、改めて当会社の代表取締役を選定したい旨を述べ、慎重協議した結果、全員一致をもって次のとおり選定した。

なお、被選定者は、その就任を承諾した。(注1)

代表取締役 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 法務 太郎

上記の決議を明確にするため、この議事録をつくり、出席取締役の全員がこれに記名押印する。

平成〇年〇月〇日

〇〇商事株式会社

出席取締役	法務 太郎	Ⓜ(注2)
同	法務 一郎	Ⓜ
同	法務 次郎	Ⓜ

(注)

- 取締役会の席上で被選定者が就任を承諾し、その旨の記載が議事録にある場合であって、被選任者の住所が記載されているときには、申請書に別途就任承諾書を添付することを要しません。この場合、申請書には、「就任承諾書は、取締役会議事録の記載を援用する。」と記載してください。
- 署名義務者全員が、市町村長に登録した印鑑を押印し、それらの印鑑について市町村長が作成した印鑑証明書を添付することが必要です。
- 取締役会に出席した監査役は、取締役会議事録に記名押印することを要します。なお監査役についても、前記2と同様の取扱いとなります。

就任承諾書の例

就任承諾書

私は、平成〇年〇月〇日開催の貴社株主総会において、貴社の取締役（注1）に選任されたので、その就任を承諾します。

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
法 務 太 郎 印（注2, 3）

〇〇商事株式会社 御中

- （注） 1 代表取締役についても同様に作成します。
2 代表取締役については、就任承諾書に市町村長に登録した印鑑を押す必要があります。その他の役員の場合には認印で差し支えありません。
3 代表取締役については市町村長が作成した印鑑証明書、取締役については住民票記載事項証明書等の本人確認証明書をそれぞれ添付することが必要です。

委任状の例

委 任 状

〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号
法 務 三 郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

- 1 当会社の会社継続，取締役，代表取締役就任及び取締役会設置会社の定めの設定の登記を申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件（注1）

平成〇年〇月〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号
〇〇商事株式会社
代表取締役 法 務 太 郎 印（注2）

- （注） 1 原本還付を請求する場合に記載します。
2 代表取締役が登記所に提出する印鑑を押印してください。